

栃木県高等学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟を栃木県高等学校体育連盟と称する。

第2条 本連盟の事務所はスポーツ会館内におく。

第2章 目的

第3条 本連盟は県内における高等学校体育・スポーツの健全な発達を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は第3条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 高等学校体育・スポーツに関する諸会議、調査研究会の開催
- 2 高等学校生徒の諸スポーツ大会の開催
- 3 体育・スポーツ関係団体及び機関との連絡並びに建議
- 4 その他連盟の目的達成に必要な事業

第4章 組織

第5条 本連盟は栃木県内に所在する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)の職員・生徒をもって組織する。

第6条 本連盟に次の地域支部、競技種目別専門部及び定通部並びに各種委員会をおく。その細則は別に定める。

○地域支部 南部支部 中部支部 北部支部

○競技種目別専門部

- 1 陸上競技部 2 軟式野球部 3 バスケットボール部 4 バレーボール部
- 5 サッカーチーム 6 ソフトテニス部 7 卓球部 8 柔道部 9 体操部
- 10 ハンドボール部 11 水泳部 12 スキー部 13 スケート部 14 ソフトボール部
- 15 ダンス部 16 ラグビーフットボール部 17 バドミントン部 18 柔道部 19 弓道部
- 20 剣道部 21 登山部 22 ウエイトリフティング部 23 ボクシング部 24 レスリング部
- 25 自転車競技部 26 テニス部 27 フュンシング部 28 ホッケー部 29 空手道部
- 30 なぎなた部 31 アーチェリー部 32 ポート部 33 カヌー部 34 ライフル射撃部
- 35 少林寺拳法部

○定通部

○各種委員会：機関誌編集委員会・調査研究委員会・運動部活動普及強化委員会

第5章 役職員

第7条 本連盟に次の役職員をおく。

会長	1名	・評議員会の推薦による。
副会長	若干名	・評議員会の推薦による。
理事長	1名	・理事の互選により会長が委嘱する。
副理事長	若干名	・理事の互選により会長が委嘱する。
常任理事	若干名	・理事の互選により会長が委嘱する。
理事		・各地域支部代表2名、各競技種目別専門部代表1名、定通部代表2名 及び学識経験者若干名として会長が委嘱する。
監事	2名	・評議員会の推薦による。
評議員		・加盟学校代表者1名
地域支部長		・各地域加盟学校の校長の中から支部の推薦によって会長が委嘱する。
専門部長		・加盟学校の校長の中から各部専門委員の推薦によって会長が委嘱する。
専門委員長		・各部専門委員の推薦によって専門部長が委嘱する。
専門委員		・各地域支部長より下記により推薦された者。 北部支部4、中部支部6、南部支部6 なお、専門部長が適當と認めた者若干名を増やすことができる。
定通部長		・定通部加盟学校の校長の中から定通部の推薦によって会長が委嘱する。
定通部委員長		・定通部委員の推薦により定通部長が委嘱する。
定通部委員		・定通部加盟学校毎に1名選出された者。

第8条 役職員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を総理し、評議員会の議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はこれを代理する。
- 3 理事長、副理事長は会務の執行にあたる。
- 4 理事は会務を処理する。
- 5 地域支部長は支部を統括する。
- 6 専門部長は競技種目別専門部を統括する。
- 7 専門委員長、専門委員は競技種目別専門部の部務を司る。
- 8 定通部長は定通部を統括する。
- 9 定通部委員長、定通部委員は定通部の部務を司る。

第9条 役員の任期は2ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 本連盟は事務処理のための事務局をおくことができる。

事務局に関する規定は会長が別に定める。

第11条 本連盟に顧問及び参与をおき必要により会長の諮問に応じる。

第6章 会 議

- 第12条 評議員会は毎年4月会長がこれを召集し、行事予定、予算決算、役員改選、その他重要事項を審議決定する。ただし、必要により評議員会を開くことができる。
- 第13条 理事会は会長がこれを召集し、評議員会の議案を作成する。その他、評議員会から委任された事項を審議決定する。
- 第14条 評議員会は2分の1以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状は認める。会議の議決は多数決による。同数の場合は議長が裁決する。
- 第15条 本連盟は学校体育振興のため中学校体育連盟と連絡協調を図る。

第7章 会 計

- 第16条 本連盟の経費は加盟学校の会費、参加料、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあって、会費は下記のとおりである。
- 全日制職員・生徒一名につき年額600円（支部費も含む）
- 定通制職員・生徒一名につき年額300円（支部費も含む）
- 第17条 加盟高等学校は前条の基準により5月10日までに会費を納入する。
- 第18条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 付 則

- 第19条 本連盟事業施行に必要な諸規則は別に評議員会で定める。
- 第20条 本規約は評議員会の議を経て改正することができる。
- 第21条 本連盟規約は昭和34年4月1日より施行する。
(この間の規約改正の期日の記載は省略する。)
- 平成5年4月12日 一部改正
- 平成8年4月25日 一部改正
- 平成9年4月24日 一部改正
- 平成16年4月22日 一部改正
- 平成20年4月18日 一部改正
- 平成23年4月15日 一部改正
- 平成25年4月18日 一部改正